

■早見表（人吉市）

		全壊	大規模損壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先	備考・金額
住居	応急修理制度	最大59万5000円※全壊は応急修理で居住可能となる場合のみ			最大30万円		建設部 都市計画課 建築係 0966-22-2111（内線2435）	
	公費解体（R3.3.31まで）	対象：罹災証明書で半壊以上と判定された家屋、被災証明書で半壊以上と判定された倉庫、納屋、店舗、事務所等					市民部 環境課 災害廃棄物対策室 0966-22-2111（内線2711）	
お金の給付	被災者生活再建支援制度（ ）は単身世帯の金額※ 基礎支援金(R3.8.3まで) 加算支援金(R5.8.3まで)	基礎支援金		50 (37.5)万円			人吉市カルチャーパレス大ホール 受付時間：9時～16時(土日祝を含む) 電話：人吉市生活再建支援室コールセンター 0966-22-2125	
		100 (75) 万円						
		※大規模半壊・半壊で止むを得ない事由で住宅を解体する場合も全壊と同様の扱い						
		加算支援金						
		建設・購入：200 (150)万円	建設購入:100(75)					
	補修：100 (75)万円	補修:50(37.5)						
	賃借：50 (37.5)万円	賃借:25(18.75)						
	災害弔慰金	災害により亡くなった方が生計維持者の場合：500万円					福祉政策係 0966-22-2111 (内線1141)	
		災害により亡くなった方が生計維持者以外の場合：250万円						
	災害障害見舞金	災害により障害を受けた方が生計維持者の場合：250万円					福祉政策係 0966-22-2111 (内線1141)	
	災害により障害を受けた方が生計維持者以外の場合：125万円							
義援金	配分基準はHPを参照					生活再建支援室 0966-22-2111		
お金の貸付	災害援護資金貸付	世帯主が療養1か月以上の負傷をした場合					福祉政策係 0966-22-2111 (内線1141)	
		※ ㊦家財住居損害なし：150万円 ㊧家財の損害が1/3以上：250万円						
	350万円		270万円					
	被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情：350万円							
	世帯主が療養1か月以上の負傷をしなかった場合							
据置期間:3年 金利：1.5%（年） 償還期間：10年 保証人不要	※ ㊦家財の損害が1/3以上：150万円							
	①住居全体が滅失若しくは流出	右以外	170万円					
	②被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情							
350万円	250万円	被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情：250万円						
災害復興住宅融資	建設（土地を取得する場合）：3700万円 建設（土地を取得しない場合）：2700万円 購入：3700万円					住宅金融支援機構（災害専用） 0120-086-353		
	※大規模半壊・半壊の場合、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入する必要 ※返済期間：35年							
	補修：1200万円※返済期間：25年							
生活福祉資金	1世帯につき1回限り10万円（一定の条件をみたま場合は20万円）					人吉市社会福祉協議会 0966-24-9192		
	据置期間（2月）後1年以内の返済 無利子 保証人不要							
	住宅補修費貸付。250万円以内（連帯保証あり：無利子 連帯保証なし：1.5%） 据置期間：貸付日から6か月以内。 償還期間：7年以内							